

東日本大震災の災害廃棄物広域処理に関する要望書に対する回答

平成 24 年 3 月 30 日

環 境 省

1 受け入れる廃棄物そのものの放射性レベルに関する安全性の基準が必要

受け入れる廃棄物そのものの基準については、「災害廃棄物を処理する際の他の廃棄物との混焼割合や焼却炉の燃焼形式が各自治体ごとに異なることから、国で一律の受入基準を設定することは困難。各自治体が受入基準を設定することは可能。環境省は助言。」との回答が示された。これまで国は埋立基準の $8,000\text{Bq/kg}$ は示されたが、住民の皆様の理解を得るために、受入段階での災害廃棄物の安全性が確保されていることが必要と考える。

既に環境省発行のパンフレットには、広域処理の目安として $240\text{Bq/kg} \sim 480\text{Bq/kg}$ が示されているが、このような受入廃棄物の放射能レベルについて科学的根拠に基づく安全性基準を設定してほしい。自治体が地域の実情に応じてそれぞれの混焼割合、燃焼形式に応じて基準の設定ができ、地元住民の理解も進むと考える。

また、一般県民に焼却灰埋立基準の放射性セシウム濃度 $8,000\text{Bq/kg}$ とクリアランスレベル 100Bq/kg との違いが十分理解されているとは言えず、引き続き説明をしていただきたい。

(答)

(災害廃棄物の受入基準について)

広域処理によって焼却する場合の受け入れる廃棄物の目安である 240Bq/kg 以下又は 480Bq/kg 以下は、十分な安全率をもって定めています。

この目安は、災害廃棄物のみを焼却することも想定し、また、放射性セシウムが全て飛灰（集塵機から排出される灰）に移行し、主灰（焼却炉の底から排出される灰）には移行しないと仮定した上で、それでも飛灰の濃度が $8,000\text{Bq/kg}$ を超えないように定めています。したがって、混焼する場合にもこの目安で十分に安全ですので、混焼する場合の基準を別に作ることは考えていません。

なお、実際に広域処理を受け入れる場合は、地元の廃棄物を焼却処理しつつ、処理施設の余裕の範囲で受け入れることになりますので、実際に受け入れられる災害廃棄物の割合は全体の10～20%程度と考えられます。

また、実際には飛灰に全ての放射性セシウムが移行するわけではなく、主灰にも何割か移行します。

したがって、広域処理で焼却された際の灰の濃度は、高くならないものと考えられます。実際に、静岡県島田市が行った試験焼却では、主灰は不検出、飛灰は64Bq/kgと、極めて低い濃度でした。この程度の濃度レベルであれば、人の健康に対する影響や環境保全上の支障を心配する必要はありません。

(100Bq/kgと8,000Bq/kgの二つの基準の違いについて)

1 原子炉等規制法に基づくクリアランス基準※(100Bq/kg)は、廃棄物を安全に再利用できる基準です。

運転を終了した原子力発電所の解体等により発生するコンクリート、金属を想定し、原子力発電所や一般社会での再利用を推進するために定めた基準です。

廃棄物を再生利用した製品が、日常生活を営む場所などの一般社会で、様々な方法（例えばコンクリートを建築資材、金属をベンチなどに再生利用）で使われても安全な基準として、放射性セシウムについて100Bq/kg以下と定められています。

※核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第4項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年経済産業省令第112号）

2 一方、放射性物質汚染対処特措法に基づく指定基準※(8,000Bq/kg)は、廃棄物を安全に処理するための基準です。

原子力発電所の事故に伴って環境に放出された放射性セシウムに汚染された廃棄物について、一般的な処理方法（分別、焼却、埋立処分等）を想定し、安全に処理するために定めた基準です。

8,000Bq/kg以下の廃棄物は、従来と同様の方法により安全に焼却したり埋立処分したりすることができます。焼却施設や埋立処分場では排ガス処理、排水処理や覆土によって環境中に有害物質が拡散しないように管理が行われていることから、周辺住民の方にとって問題なく安全に処理することができます。

なお、8,000Bq/kg以下の廃棄物を焼却した結果、焼却灰の放射能濃度が8,000Bq/kgを超えた場合には、特別な処理が必要となります。広域処理により焼

却する場合は、そのようなことがないよう、対象とする廃棄物の目安を焼却炉の形式に応じて 240Bq/kg以下又は 480Bq/kg以下のものとしています。

※平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成 23 年環境省令第 33 号）第 14 条

3 以上のように、100Bq/kg と 8,000Bq/kg の二つの基準は、その位置付けが全く異なるものです。このような説明については、「100Bq/kg と 8,000Bq/kg の二つの基準の違いについて」として資料にまとめ、環境省ホームページに掲載するなどして広く公表しているところです※。

※「100Bq/kg と 8,000Bq/kg の二つの基準の違いについて」

http://www.env.go.jp/jishin/attach/waste_100-8000.pdf

2 市町等施設で安全に処理する場合の手順等ガイドラインが必要

市町等施設で安全に処理する場合の手順等ガイドラインは、「広域処理の対象となる災害廃棄物の放射能濃度は不検出又は低いことから、廃棄物処理法等による既存の運転管理マニュアルで安全処理が可能。県で詳細なマニュアルを作成するときは助言。」との回答を示されたが、住民の皆様の放射線への不安があるなか、廃棄物処理法で想定していない放射性物質を含む廃棄物を処理することから、災害廃棄物の運搬・保管、中間処理、処分に至る一連の標準的な工程を示し、それぞれの工程に応じた留意すべき点やモニタリング方法など具体的な手順等ガイドラインを国として明確に示していただきたい。

(答)

放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、周辺住民よりも被ばくしやすい作業者の被ばく量（内部被ばく及び外部被ばくの合計値）が、通常の処理を行った場合において 1mSv/年を下回ること、及び、埋立処分を終了した最終処分場は、適切な管理を行うことにより、周辺住民の被ばく量が 10 μSv/年以下となることが、安全評価により確認されています。このことから、廃棄物処理法に定める規制及びそれらに基づく既存の運転管理マニュアルに従い適切な管理をしていただくことで、周辺住民及び作業者のいずれの安全も確保した上での処理が十分に可能です。

一方、広域処理を実際に進めるためには、受入側の理解（安心の観点）を得ることが不可欠であることから、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」においては、搬出側での安全の確認方法を整理した上で、受入側におけるモニタリングの考え方についても整理しているところです。

さらに、環境省では放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関し、「廃棄物関係ガイドライン」を作成・公表しており、埋立処分やモニタリングについては、同ガイドラインを活用することにより、より安全・安心な処理を行うことができます。

3 廃棄物の運搬やリサイクル、保管等の基準が必要

廃棄物の運搬や保管等の基準は、「広域処理の対象となる災害廃棄物の放射能レベルは、食品中の放射性物質に定める基準値のレベルと同等又はそれ以下であり、運搬、保管等に際して災害廃棄物を取り扱うことによる被ばくの問題は生じないと考える。」との回答を示されたが、廃棄物処理法はそもそも放射性物質を含む廃棄物を想定していないため、住民の皆様の理解を得るために、放射性物質を含む廃棄物に対応した運搬・保管についての具体的で明確な基準を国として設定していただきたい。

(答)

8,000Bq/kg という基準は、廃棄物の収集運搬、焼却、埋立等を通常の方法で行う場合の各工程について被ばく量を計算し、最も作業者への影響が大きい埋立作業工程においても 1 mSv/年を下回る濃度として設定されているものです。このため、8,000Bq/kg 以下のものを扱う限り、運搬作業や積替保管作業等、埋立作業以外の工程においても年間 1 mSv/年を下回ります。

2 の回答でお答えしたとおり、広域処理の対象となる災害廃棄物の運搬又は保管に当たっては、廃棄物処理法に基づく規制を遵守することにより、飛散・流出を防ぐことが可能であり、これにより安全性は確保されます。

4 最終処分場の確保が必要

三重県内の市町等は、焼却灰のリサイクルなど処分を県外業者に多く委託しており自前の処分場は少ない。災害廃棄物受入後に焼却灰の処分先が確保できなくなることが考えられるため、その確保について国が責任を持って調整していただきたい。

(答)

環境省では、全国の地方自治体に対し、本年1月11日に「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する協力について（依頼）」を通知しました。同通知では、広域処理の対象としている岩手県及び宮城県沿岸部の災害廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規制を遵守することにより、安全に処理ができるのを改めて周知するとともに、最終処分場を含めた廃棄物処理施設の円滑な確保を進めるため、民間の廃棄物処理業者が積極的に広域処理に参画できるよう、協力を依頼したところです。

今後とも、個別の自治体や処理業者に対して、科学的知見をもとに、安全に処分できることを十分説明するなど、環境省として、最終処分先の確保のためにできる限りの働き掛けや斡旋に努めてまいります。

5 安全性や搬出体制等について国の審査など関与が必要

災害廃棄物の広域処理を行うに当たり、国は安全性基準の設定や処理を要する費用の支援のみでなく、実際の災害がれきの受入に関し、安全性の確保や搬出体制のチェック、必要なモニタリングの実施など、もっと国が責任を持って確認する体制を取っていただきたい。

(答)

環境省ではこれまでにも地方自治体が開催する説明会への職員の派遣や災害廃棄物の放射能濃度測定のための試料採取への立合いなどを行ってきたところです。また、今般、受入側自治体に対して追加的に実施する支援策として、自治体から要望がある場合は、国も前面に出て、自治体とともに災害廃棄物の放射能濃度の測定を実施することを表明したところであり、具体的な要望に対してはできる限りの対応をいたします。

引き続き、地域住民の方々の安心の確保の観点から、国として可能な支援に努めてまいります。

6 受入により風評被害等が生じた場合は賠償が必要

広域処理の安全性について、万全を尽くすとともに、観光や農作物等に対する風評被害等が生じた場合は補償の対象としていただきたい。

(答)

災害廃棄物の広域処理に当たっては、安全性について説明に万全を尽くすとともに、放射線量等の測定やそのデータの公表等をきめ細かに実施することなどにより、災害廃棄物の受入れによる風評被害を生じさせないことが重要であると考えています。

災害廃棄物の広域処理の対象としているのは、放射能濃度が不検出又は極めて低いものに限っており、科学的にも安全に処理できることが確認されています。

このため、本来は風評被害が生じるような性格のものではなく、環境省としても、風評被害が生じることのないよう、被災地の実情や災害廃棄物処理の安全性についてのテレビ、新聞やインターネット等の各種メディアを活用した広報の積極的展開、広域処理に関する国民的議論の喚起、災害廃棄物受入れの先行事例による実績の情報発信など、積極的な広報活動を推進しているところです。

万一、風評被害による損害が発生した場合は、皆様と御相談の上、国として責任をもって、これを回復するための可能な対策を講じます。

7 追加支援策の説明が必要

広域処理を行う自治体に対する放射能検査や処分場の建設費などの追加支援策の内容を具体的に説明いただきたい。

(答)

広域処理を行う自治体に対する追加支援策については、平成24年3月29日付け環廃対発第120329001号「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」及び同日付け事務連絡「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（補足）」により、具体的な内容の周知を行いました。

なお、今後調整が必要な支援策については、支援内容の調整が済み次第、情報提供・説明を行ってまいります。

